

広情個審第106号

令和2年2月17日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書存否応答拒否決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年4月7日付け広市教学教第1号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第150号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成28年4月7日付け広市教学教第1号の諮問事案（諮問第150号事案）

平成28年2月8日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月18日付け広市教学教第185号で行った存否応答拒否決定に対する同年3月8日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」といい、本件開示請求の対象とした公文書を「本件請求対象公文書」という。）に対し、その存否の情報を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、不存在通知を行え。

(2) 異議申立ての理由

特定人より申立人は平成28年1月15日付け広市教学教第117号の保有個人情報不存在通知書を受け取っており、存否応答拒否をする理由がない。

3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件については、申立人が求めている開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなることから、開示請求に応じることができない。

よって、条例第7条第1号の観点から、条例第10条の規定に基づき、存否応答拒否決定を行った

ことは正当である。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第1号該当性について

一般に、懲戒処分、文書訓告又は嚴重注意を受けたことを示す書類には、被処分者の個人情報（以下「本件情報」という。）が記載されており、本件情報は条例第7条第1号の規定に該当する。

(2) 条例第10条該当性について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

本件開示請求において、申立人は、特定人が平成28年1月14日までに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の懲戒処分や、文書訓告又は嚴重注意を受けたことを示す書類の開示を求めているが、本件請求対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報である本件情報の存否を明らかにしてしまうことになるから、条例第10条の規定により、本件請求対象公文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した実施機関の決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 2 8 . 4 . 7	広市教学教第 1 号の諮問を受理 (諮問第 1 5 0 号で受理)
R 1 . 6 . 1 1 (第 1 回 審 査)	第 2 部 会 で 審 議
R 1 . 7 . 1 6 (第 2 回 審 査)	第 2 部 会 で 審 議
R 1 . 8 . 2 0 (第 3 回 審 査)	第 2 部 会 で 審 議
R 1 . 9 . 2 4 (第 4 回 審 査)	第 2 部 会 で 審 議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
佐 藤 以 誠	広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	広島消費者協会理事
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授